

令和7年10月3日

所 属 長 各 位

市 長 上 崎 勝 規

令和8年度の予算編成について（通知）

令和8年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意のうえ、手続きを進めるよう通知する。

記

内閣府の月例経済報告（8月）によると、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。

加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上など官民が連携し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を実現すべく、賃上げによって手取りが増えよう物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する賃上げを起点とした成長型経済の実現に向け取組を進めるとしている。

ただ、石破首相の辞任表明を受け、国内情勢の先行きが不透明感を増す状況の中で、新たな首相の下で発足される内閣による施策がどのように展開されるかを見極めていく必要がある。

一方、本市の財政を概観すると、令和6年度決算は、国税収入の増額補正に伴い普通交付税が増収したことなどにより、財政調整基金を取り崩すことはなかったものの、実質単年度収支が令和2年度以来、4年ぶりの赤字となり、予断を許さない極めて厳しい財政状況となっている。

財政健全化の指標については、各指標で改善したものの、一方で経常収支比率が上昇し、財政運営における裁量の余地が縮小していることを示しており、財政運営は厳しさを増している。

今後は景気の緩やかな回復が見込まれるもの、昨年度に引き続き人事院勧告に基づく措置による人件費の増嵩や物価高騰等への対応も求められていることを踏まえると、新たな財政需要の対応は限られたものとなってくることも予測される。

令和8年度において、歳入面では、市税収入については、賃金の上昇に伴う個人所得の増による市民税の増収が見込まれるもの、令和7年度国勢調査による人口の減による普通交付税の減に加え、物価上昇の継続による消費の減退や国内の政情不安も懸念されることから、先行きへの不透明感が増している状況である。

また、令和7年10月から制度復帰をするふるさと納税制度による寄附金については、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿って、法令を遵守した制度の運用を図りながら、寄附額の確保に努めていく必要がある。

歳出面では、人事院勧告に基づく措置による人件費や長引く原材料価格の上昇や物価高騰による施設管理経費などの経常経費の増加に加えて、社会保障関連経費や老朽化する公共施設の維持保全や再編に向けた取組にかかる費用負担の増加が続くことは必至の状況であり、限られた財源を効率的・効果的に活用できるよう、職員一人ひとりがコスト意識を強く持ち、市民ニーズを的確に反映した上で、事務事業の一層の「選択と集中」を徹底し、持続可能な行政運営を着実に進めていくことが求められる。

また、公共施設等の適正化を図る「個別施設計画」については、実施内容の時点修正を行うなどの見直しを進めているところであり、その計画に沿って着実な実施に努める必要がある。

このような中、令和8年度予算は、新洲本市総合計画（後期基本計画）と第3期洲本市総合戦略に基づき、将来都市像である「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」を実現すべく、計画に沿った施策を推進していく考えである。

財政面では、大変厳しい状況が見込まれるが、その実現に向け速やかな取組を進めることとし、

- ◇「子どもたちへの未来投資」
- ◇「活力とにぎわいへの未来投資」
- ◇「安全・安心への未来投資」

を3本柱に据え、市民が安心して「夢」や「希望」を持てるまちをつくり、「ずっと住みたい洲本」の実現に向け、街のにぎわいを実現しながら、市民がわくわくした気持ちを抱ける未来を描くことのできるまちづくりを進めていかなければならない。

これらの未来の洲本市のための新たな取組については、要求上限額を設けないこととし、創意工夫をこらし、持続可能かつ効果的なものとなるよう各部局からの積極的な提案を期待する。

各所属長におかれでは、令和8年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとらわれない柔軟な発想と民間活力をうまく取り入れながら、積極的な姿勢で予算要求に臨むとともに、所管する事業について十分に内容を理解したうえで、それぞれに優先順位をつけ、事業をいつまでに完結させるかなどに意識しながら目標を明確にして予算要求をすること。

また、令和6年度決算監査及び決算審査特別委員会での意見等についても十分配慮のうえ、改善に向けての取組を加味したものとすること。

また、ふるさと納税制度の法令遵守による運用とこれまでに指摘がなされた問題点の改善や提言に対し取りまとめた改善策を引き続き進めていくこととする。

なお、来年3月に市長選挙が予定されていることから、当初予算においては義務的経費を中心とした「骨格予算」を編成するが、要求段階においては、年間予算を見積もり、要求するものとする。

1 予算要求基準

令和8年度予算編成方針に基づく「経常経費」、「臨時経費」区分によるものとし、予算要求基準は以下のとおりとする。

(1) 予算要求額の指示基準

・経常経費の指示基準

経常経費：原則として令和7年度当初予算経常経費充当一般財源の概ね
97%

(第2次行政改革実施方策において毎年3%、5年間で15%を削減目標)
指示基準額は別添のとおり

・臨時経費の指示基準

臨時経費（新規事業を含む）：所要額要求とするが、予算編成過程において見込める財源の範囲内で精査する。（※5月補正予算計上を予定）

【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は厳に慎み、市民ニーズを踏まえ、施策の選択と集中に留意すること。
- ※ 指示額の範囲であっても査定対象であることに留意すること。
- ※ 臨時経費の要求は所要額とするが、新洲本市総合計画や第3期総合戦略の主旨を十分に踏まえたものとし、あわせて既存事業の見直しの検討を行った上で財源を確保すること。
- ※ 「サマーレビュー2020」及び「第2次行政改革実施方策のフォローアップ」の結果を令和8年度以降の予算に継続して反映していくこと。
- ※ 不用額を極力生じさせないよう、必要となる予算について的確に見積もり、真に必要な額を精査のうえ、不用額の抑制に努めること。
- ※ 新規事業については、次の点について留意すること。
 - ・新たな取組を目指す事業を含む臨時経費については、所要額要求とし、予算編成過程においてその取扱いを検討する。加えて、成果指標を設定し、原則3年の終期や成果に基づく見直し時期を必ず設定すること。

(2) 特別会計・企業会計（一般会計からの繰出金・補助費を含む）

- ・特別会計、企業会計についても上記要求基準を準用すること。

2 各分野における基本的な留意事項

(1) 歳入

① 市税

- ・物価高騰等の影響による経済動向や地方税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積もるとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、適正な予算計上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積もること。
- ・過疎債については、本市への配分枠もあり、財政課で充当方針を定め予算充当を行うことから、各所属においては(各事業債)で要求すること。
- ・今後、広域ごみ処理施設整備など大型施設整備への充当が必要であり、他事業への予算充当は限定されることを見込んでいる。

③ 国・県支出金

- ・国、県の補助制度の動向を的確に把握し、近年の補助金等の内示傾向を分析したうえで積極的に財源の確保に努めること。また、国の物価高対策などの動向について、的確に把握し、適切な対応を図ること。
- ・国、県補助事業であることを理由に安易に予算化をすることなく、本市にとっての必要性等について十分検討したうえで積極的に活用すること。
また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても検討すること。
- ・これまで以上に国、県補助事業等の動向に留意し、新規事業に対する本市での施策反映を十分検討すること。

④ 使用料・手数料

- ・公平性確保のため特に現年度での収入未済の未然防止に向けた効果的な収納対策を講じることにより、収納率向上に努めること。
- ・受益者負担の原則、公平性の観点から、受益と負担の適正化に取り組み、的確に見積もること。

⑤ 財産収入

- ・財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用財産のうち、事業化が見込めないものについては処分や貸付を積極的に進めて、自主財源の確保に努めること。
- ・特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること。

⑥ その他

- ・市税はもとより、市営住宅使用料、下水道使用料、学校給食費、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）とともに法令及び条例等の規定に基づき適切に徴収を実行し、未収入金の縮減に努めること。
- ・可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが重要であり、広告導入や公有財産の売却・貸付に加えて、事例の無い手法についても柔軟な発想をもって自主財源確保に取り組むこと。
- ・通常のふるさと納税に加えて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど公民連携による民間資金の更なる活用に努めること。

(2) 歳出

① 事務事業

(見直しに当たっての基本的考え方)

- ・漫然と事業を継続させることは厳に慎み、事業の新陳代謝を促進するため既存事業の廃止・縮小等を検討し、財源の捻出に努めること。
- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえたうえで、事業の必要性、優先度、実施手法等を総合的に検討すること。
- ・国、県補助金を受けて事業執行してきたもので、その補助金が廃止されるものについては、原則、廃止を検討すること。
- ・補助金等の特定財源を使わず、市単独で実施している事業については、安易な前例踏襲により行うことなく、効果や重要性を検証し、実施や廃止について検討すること。
- ・所管する施設や事業について、長年放置されていたり、施策方針が明確にされていないものについては、それらの洗い出しを図り、対応施策を示していくこと。

(新総合基本計画・第3期総合戦略への対応)

- ・策定から4年目にあたる両計画に掲げる本市の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていくための新たな施策について、社会の変化に伴う市民ニーズの把握に努め、市民や関係者（団体）と積極的に情報収集や意見交換を図り、民間活力も活かしながら施策展開を図ること。

(行政のデジタル化への対応)

- ・「洲本市DX推進計画」に基づき、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用などにより市民サービスの向上と職員の働き方改革の推進に向け、業務の効率化に取り組むこと。
- ・基幹系システムの標準化・共通化への移行が令和8年度以降となった業務の早期移行を目指すとともに、情報システムの構築等にあたっては、二重投資とならないよう国・県の動向に留意し、運営開始後の仕様変更や保守管理において、業者の変更選定が可能となるよう標準仕様での構築に留め、原則としてカスタマイズは行わず、真に必要なものについてのみに留めること。

(ふるさと納税問題の政策提言への対応)

- ・第三者調査委員会からのふるさと納税問題に関わる業務に加えた事務改善のための28項目の政策提言について、未対応により、今後、対応が必要なもの実現に向けた取組を引き続き進めること。

(成果重視の施策展開)

- ・議会審議や事務事業評価等を通じて、指摘等のあった事項について、改善に取り組み、その内容を予算に反映させ、今後の施策展開に努めること。
- ・地域の活性化に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。

(施設維持費、業務委託等)

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図るとともに、漫然と継続することがないよう留意すること。
- ・「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の対策内容に沿った計画的な施設の維持管理、修繕に努めること。
- ・業務委託を実施する場合は、原則として入札により業者を選定し、随意契約による場合は、「洲本市随意契約ガイドライン」や「洲本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき適切な運用を図ること。
- ・指定管理者制度等による民間活力の活用についても検討すること。
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため、積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと。（ただし、計画策定等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと。）

(職員給与費)

- ・職員給与費については、令和7年10月の現員現給を基礎に、今後予定されている人事院勧告に基づく措置や定期昇給見込額を反映した額を算定すること。
　なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること。
　（職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること。）

(債務負担行為)

- ・新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討したうえで、必要に応じて債務負担行為を設定すること。

② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえた効率的・重点的な整備に努めるとともに、LED化を始めとした脱炭素化への取組を推進すること。
- ・公共施設等の整備・改修については、当該施設の現況を十分に把握するとともに「公共施設等個別施設計画」を踏まえて、将来の更新費用の平準化や機能の集約・統合等を検討した予算とすること。
　また、インフラ整備についても将来負担を考慮した計画的な維持管理による予算とすること。
- ・国や県の直轄事業として、本市からの要請が必要なものはそれらを明確にしながら、必要ならば、市の予算を確保してでも当該事業の推進を目指すこと。

③ その他

- ・市民や関係者（団体）との意思疎通を重ね、情報収集や意見交換、意向把握に努めながら事業を展開すること。
- ・民間活力を活かし、民間事業者とも積極的に連携しながら事業展開すること。

(3) 公的施設

- ・公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合、民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること。
- ・借地料を負担している施設については、決算審査の指摘事項にあるとおり、見直しの検討について積極的に推進すること。

(4) 特別会計・企業会計

- ・特別会計は、特定の事業に係る歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、会計ごとの歳出は会計ごとの歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入にあたっては、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。(単なる赤字補填では繰入を行わないものであること。)
- ・独立採算を基本とする企業会計の予算は、受益者負担を前提とした使用料の見直しなど歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、長期的見通しに立って、経営の健全化、効率化を図ること。

(5) 外郭団体等

- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性と補助金等の財政支援が目的に応じて必要最小限となっているか、財政的自立のための経営努力を行っているかの観点から検証すること。
- ・委託事業については、団体への支援ではなく事業の主体は市であることを再認識し、各所管において当該団体の業務内容、収支等の財政状況を確認したうえで、所要額を算定すること。

(6) その他

- ・年間見込額を要求すること。(事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応を容認するものではないが、必要に応じて適時適切な予算措置を講じること。)
- ・今後、各部局は国の動向を注視し、国の補正予算が編成された場合には、令和8年度当初予算からの前倒しなども含め、速やかに対応できるよう準備に努めるとともに、財務部との連携を密にすること。

3 予算見積書及び予算科目等

- (1) 予算見積書は電算入力し、その要求書及び附属書類を提出のこと。
課名の分かる表紙をつけ、
・所属部別要求額整理表（様式1）
・歳出財源チェックリスト
・歳入要求書
・歳出要求書
・債務負担行為明細書（様式4）
・資料
の順にページ番号を付しクリップで綴じること。
また、歳出要求書には、添付資料の該当ページ番号を記入すること。

(2) 新規事業は、歳入・歳出予算要求書とともに新規事業要求一覧表（様式2）及び新規事業説明書（様式3）を提出すること。

(3) 予算科目は、令和7年度予算の例によること。

(4) 当初予算要求の財務システム入力にあたり、大事業毎の標題部（歳出予算見積書トップページ）に[全体事業概要]、[事業目的]、[事業内容]、[問題点・課題等]、[事業効果]を入力すること。

4 提出日等

(1) 提出期限：令和7年10月24日（金）午前中

(2) 提出場所：本庁舎5F 財政課

(3) 提出部数：4部（A4版）

(4) その他：
①財務システムへの入力も10月24日（金）午前中までに行うこと。
②それ以降は数値集計のため入力不可であること。
③新規事業についても、財務システムへ入力のうえ、期限までに提出すること。
④提出に当たっては、部・局単位で一括して提出すること。